

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁の褒賞の授与について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 目的

この通達は、職員の士気を高揚し、又は機関相互の融和協力を増進させるため、褒賞の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この通達において「機関等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第1号）及び防衛装備庁の施設等機関の内部組織に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第2号）に規定する部、課、室、班及び係。
- (2) 重要な研究開発の実施のため臨時に編成されたプロジェクト・チーム等

3 褒賞の基準

職員又は機関等が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、褒賞状を授与して

これを賞揚するものとする。

- (1) 機関等が極めて困難な業務又は研究開発の実施に当り、一致協力してよく困難を克服した場合
- (2) 職員に人命救助、防災活動その他の模範とすべき善行があった場合

4 褒賞権者

褒賞権者は、防衛装備庁長官(以下「長官」という。)とする。

5 上申

長官官房審議官、長官官房各装備官、内部部局各部長及び施設等機関の長は第3項各号に規定する事実を認めた場合には、そのつど長官に上申するものとする。

6 褒賞の実施

褒賞は、第3項各号に規定する事実が認められたとき、速やかに実施するものとする。ただし、適当と認める場合は、褒賞の実施を別に行うことができる。